

令和4年

第3回 農業委員会総会（月例会）議案

令和4年3月7日

前橋市農業委員会

令和4年 第3回 農業委員会総会 議事録

- ・開会日時 令和4年3月7日午後1時57分
- ・閉会日時 令和4年3月7日午後3時00分
- ・開催場所 市庁舎11階南会議室

・出席委員（23人）

1番 松田 智之	2番 小池 真澄	3番 須賀 民雄	4番 平野 豊一
5番 阿久津 昌枝	6番 井田 健	7番 坂本 忠	8番 横室 辰雄
9番 関 けい子	10番 伊能 良雄	11番 齋藤 禎	12番 下田 将文
13番 矢端 晴美	14番 奥野 和子	15番 松島 敏男	16番 星野 和幸
17番 小堀 清	18番 関根 由彦	19番 澁澤 聖一	20番 青木 朱美
21番 深町 富士雄	22番 須田 一男	23番 石村 利夫	

・欠席委員（1人）

24番 江原 弘

・事務局出席者

事務局長 鶴野 明広	副参事 藤井 義嗣	係長 深澤 直純	副主幹 篠崎 菜穂子
副主幹 福田 邦夫	主任 井上 一則	主事 小池 雪乃	主事 森田 悠紀
嘱託員 古市 直子			

・付議事件

- (1) 議案第12号 農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定について
- (2) 議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (3) 議案第14号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について（5条）
- (4) 議案第15号 農地一時転用許可期限延長願いについて（5条）
- (5) 議案第16号 農地法第4条の規定による許可申請について
- (6) 議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請について

・協議事項

- (1) 令和4年度農地等の利用最適化の推進施策等に関する意見について

・報告事項

- (1) 農地法第4条の規定による届出書の受理状況について
- (2) 農地法第5条の規定による届出書の受理状況について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の交付状況について
- (4) 現況証明交付状況について
- (5) 農地転用等の意見聴取の結果について

鵜野局長 それでは、定刻前ですけれども、皆さんお揃いですので、ただいまより令和4年第3回農業委員会総会を開催いたします。

開会に先立ちまして、深町会長よりご挨拶をお願いいたします。

深町会長 ◇(挨拶)

鵜野局長 続きまして、本日の出席状況について報告をいたします。本日の欠席通告者は、24番 江原 弘委員、1名でございます。従いまして在任委員24名中23名の出席であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による過半数に達しておりますので、本会議は成立いたしますことをご報告申し上げます。

それでは、ここからは会議規則第5条の規定により、会長が議長となり会議を進めることとなりますので、深町会長よろしくをお願いいたします。

議 長 《深町会長、議長に就任》

それでは、令和4年第3回農業委員会総会を開催いたします。初めに、前橋市農業委員会総会会議規則第25条第3項の規定によりまして、議事録署名委員を指名させていただきます。5番 阿久津 昌枝委員、6番 井田 健委員をお願いいたします。

それでは、早速、議事に入ります。議案第12号 農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定について、審議をお願いいたします。事務局の説明をお願いします。

森田主事 ◇(議案書の朗読、説明)

議 長 以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問ございましたら、お願いいたします。

議 長 ◇(意見・質問等なし)

議 長 ございませんか。ないようですので、採決をしたいと思います。議案第12号について、原案を決定することに賛成の方の挙手を求めます。

議 長 ◇(挙 手)

全員賛成でありますので、議案第12号 農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更について、原案を決定いたします。

次に、議案第13号 農地法第3条の規定による審議に入りますが、整理番号4番については、申請関係者に議席番号8番委員が該当しますので、8番委員の退室をお願いいたします。

(※8番委員、退室)

議 長 それでは始めに、整理番号4番について、説明をお願いいたします。

小池主事 ◇(議案書・順次、整理番号、契約内容、備考等を朗読、説明)

以上、整理番号4番の申請については、農地法第3条第2項の不許可の条件に該当しないため、許可条件の全てを満たしておりますので、ご報告いたします。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議 長 今の件につきまして、何か質問等ございましたら、お願いいたします。

議 長 ◇(意見、質問等なし)

議 長 ないようですので、採決をしたいと思います。整理番号4番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

議 長 ◇(挙 手)

全員賛成でありますので、議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請については、整理番号4番を許可とすることに決定いたします。それでは、議席番号8番委員の入室を許可いたします。

(※8番委員、入室)

議 長 引き続き、議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請について、整理番号4番は審議が終了したため、整理番号1番から3番、5番から23番までの審議をお願いいたします。事務局の説明をお願いします。

小池主事 ◇(議案書・順次、整理番号、契約内容、備考等を朗読、説明)

以上、整理番号1番から3番、5番から18番の申請については、農地法第3条第2項

の不許可の条件に該当しないため、許可条件の全てを満たしておりますので、ご報告いたします。以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 以上で事務局の説明が終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問ございましたら、お願いいたします。

4 番委員 整理番号10番から13番の譲受人である会社は住所が東京都新宿区ですが、この会社について詳しく話を聞きたいのですが。

小池主事 こちらの法人は以前から一般法人として、解約条件付きで前橋市で耕作をしている法人です。耕作作目としては、申請書にもあるとおり、ネギやトウモロコシを作付けしています。現在、営農には会社の中から4名で、担当の方が1名、営農している状態ですが、これからさらに増員予定として、現地で農業学校などから採用する予定があるというように記載されています。

議 長 以上ですが、4番委員、よろしいでしょうか。

4 番委員 はい。

議 長 他にございますか。他にないようですので、採決をしたいと思います。

整理番号20番から23番は5条申請との関連があるため、後に5条申請と一括して審議を行うこととし、整理番号19番を保留とし、整理番号1番から3番、5番から18番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇ (挙 手)

議 長 全員賛成でありますので、議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請については、整理番号20番から23番は5条申請との関連があるため、後に5条申請と一括して審議を行うこととし、整理番号19番を保留とし、整理番号1番から3番、5番から18番を許可とすることに決定いたします。

次に、議案第14号 農地法の規定による許可後の計画変更申請5条許可について、整理番号1番の審議をお願いいたします。事務局の説明をお願いします。

井上主任 ◇ (議案書・順次、整理番号、契約内容、転用目的等を朗読、説明)

議 長 以上で事務局の説明は終わりました。皆さんからのご意見、ご質問ございましたら、お願いいたします。

◇ (意見、質問等なし)

議 長 ございませんか。ないようですので、採決をしたいと思います。

整理番号1番を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

◇ (挙 手)

議 長 全員賛成でありますので、議案第14号 農地法の規定による許可後の計画変更申請5条許可については、整理番号1番を承認することに決定いたします。

次に、議案第15号 農地一時転用許可期限延長願い5条許可について、整理番号1番の審議をお願いいたします。事務局の説明をお願いします。

井上主任 ◇ (議案書・順次、整理番号、契約内容、転用目的、延長期限、申請理由等を朗読、説明)

議 長 以上で事務局の説明が終わりました。皆さんからのご意見、ご質問ございましたら、お願いいたします。

◇ (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので、採決をしたいと思います。

整理番号1番を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

◇ (挙 手)

議 長 全員賛成でありますので、議案第15号 農地一時転用許可期限延長願い5条許可については、整理番号1番を承認することに決定いたします。

次に、議案第16号 農地法第4条の規定による許可申請について、整理番号1番から9番までの審議をお願いいたします。事務局の説明をお願いします。

小池主事 ◇ (議案書・順次、整理番号、転用目的、備考等を朗読、説明)

以上、整理番号1番から3番、5番、6番、8番、9番の申請については、農地法第4

条第6項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしておりますので、ご報告いたします。以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長

なお、6番、7番については、現地・面接調査を実施しておりますので、調査班長の報告をお願いいたします。

10番委員
(4班班長)

それでは、報告いたします。まず、整理番号6番です。申請地は上毛電気鉄道赤坂駅の北北東約760m、北側は宅地、西側は市道、南側は田、東側は水路に囲まれた小集団農地の辺縁部に位置する第2種農地です。申請地は休耕地になっており、申請人の居住地から距離的に遠く、高齢であり、今後、耕作する見込みがないため、ソーラーパネルを設置し、土地の有効活用を図りたく、申請するとのこと。面接には代理人である行政書士、リーベルオン合同会社の方、2名で来られました。申請人本人が東京在住のため、土地管理が不可能なため、有効活用を図りたいということです。パネル数は335枚、発電量49.5kw、売電単価21円、約240万円の売上げの見込みです。東京電力との売電契約等の手続きは済んでいます。施設設備費用の回収は15年くらいを見込んでいます。令和4年1月26日に除外は済んでいます。周囲にフェンスもあり、高さは1.2mです。調査班としては被害防除対策が取られており、実行性が確認できたことから、許可相当と判断いたしました。

続きまして、整理番号7番です。申請地は前橋市富士見地区農村環境改善センター及び富士見農産物直売所から南西約710mに位置する農用地区域内農地です。農用地区域内の農地は原則として転用はできませんが、農地法施行令第4条第1項第2号イの例外規定にある農業用施設に該当するため、許可の対象になります。キノコ栽培用ハウスを建設し、気候に左右されずに安定した生産及び供給を行い、将来的には6次産業化をたく申請します、ということです。面接には本人と代理人の2名で来られました。営農状況は本人と妻の2人でコマツナの通年栽培を14年間行っていますが、気候等の変化により所得が不安定とのこと。シイタケ栽培で安定した経営を目指したいということで、面積約100坪のキノコハウス2棟を建設予定です。申請時には4棟のキノコハウスでしたが、2棟を先行し、順次、建てたいそうです。出荷先はファームドゥ株式会社を予定しています。将来は法人を立ち上げ、6次産業化を目指したいとのこと。キノコ栽培の経験はなしです。菌床の仕入れ先は決まっていないそうです。土地造成、整地はローラーにて整地し、道路等の境界の確認はまだしていないそうです。雨水処理は自然浸透です。調査班としては、計画について実行性に疑問が残り、判断がつかず、保留したいということです。以上です。

議 長

以上で事務局の説明、それから調査班長の報告が終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問ございましたら、お願いいたします。

18番委員

18番です。整理番号7番ですが、具体的にどのようなところを見て、保留にしたわけですか。

10番委員
(4班班長)

全体の面積は約5,900㎡あります。その中の約半分の農地に、4棟のハウスを建てる予定でしたが、今現在は2棟の予定だけです。農地が広すぎることがありますので、そのあたりがまだ実行性がどうなのかな、と思われました。以上です。

18番委員

ありがとうございました。

議 長

よろしいですか。他にございますか。他になければ、採決したいと思います。

整理番号4番、7番を保留とし、整理番号1番から3番、5番から6番、8番から9番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇(挙手)

議 長

賛成多数でありますので、議案第16号 農地法第4条の規定による許可申請については、整理番号4番、7番を保留とし、整理番号1番から3番、5番から6番、8番から9番を許可とすることに決定いたします。

次に、議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請について、整理番号1番から42番までの審議をお願いいたします。事務局の説明をお願いします。

井上主任

◇(議案書・順次、整理番号、契約内容、転用目的、備考等を朗読、説明)

以上、整理番号1番から33番、35番から39番、42番の申請については、農地法

第5条第2項の不許可の条件に該当しないため、許可条件の全てを満たしておりますので、ご報告いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長

なお、整理番号7番については現地調査、33番については、現地・面接調査を実施しておりますので、調査班長の報告をお願いいたします。

10番委員
(4班班長)

それでは、報告いたします。整理番号7番です。申請地は前橋市立桃瀬小学校から東へ約250mに位置し、西側と南側は農地、東側は市道を挟んで宅地、北側は雑種地に囲まれた10ha以上の広がりがあり、土地改良事業を実施した第1種農地です。第1種農地は原則として転用できませんが、例外規定として、農地法施行規則第33条第4号の条文にある「住宅その他申請に係る土地周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当します。申請法人は運送事業を行っています。北側が自社運送業の貨物自動車専用車庫及び駐車場となっており、事業拡大に伴い、既存駐車場活用の利便性向上のために拡張するため申請することとなりました。こちらについては、現地調査のみで面接調査はなしです。最近、転用された隣接地であります。駐車場を拡張しても周辺への影響がないと思われるため、調査班としては許可相当と判断しました。

続きまして、整理番号33番の報告です。申請地は前橋市立荒子小学校から北約900m、北側と南側は道路、東側と西側は畑に囲まれた集団農地の辺縁部に位置する第1種農地です。第1種農地は原則として転用できませんが、例外規定として、農地法施行規則第33条第4号の条文にある「住宅その他申請に係る土地周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当します。近接地で児童クラブを開所していますが、既存の場所では狭いため、子供の運動や体験学習をする場所を確保したく、申請地を転用申請することです。面接には施設の代表者と代理人の2名が来られました。過去に同様の施設の運営実績はないそうです。現在、児童数42名、指導者3名にて月曜日から土曜日は13時から19時、休日、土曜日は8時から18時で運営をしているそうです。対象児童は荒子小学校を軸に近隣の児童を考えているそうです。土地造成は行わず、現状での使用をするそうです。安全対策として、道路に面しているところは1.2mか1.8mのフェンスを約20m設置する予定です。夜間照明などは使わず、明るい時間帯に使用のため、外灯の設置はないということです。調査班としては、安全対策がとられており、児童クラブ運動場、体験学習用地の必要が確認できることから、許可相当と判断いたしました。以上です。

議 長

以上で事務局の説明、それから調査班長の報告が終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問ございましたら、お願いいたします。

6番委員

はい、6番。整理番号1番と2番の関係です。整理番号1番と2番は所在地を見ますと、元番が同じなので、隣接しているのでしょうか。隣接している場合、整理番号1番の方は露天駐車場、整理番号2番の方は管理施設用地ということで目的が異なっていますが、この一体利用、あるいはこの両方の土地にまたがった建築、そういったことが可能なかどうか教えていただきたいと思います。

井上主任

こちらの場所については、皆さんもご承知かと思いますが、前橋市青果市場のすぐ南側の場所です。整理番号1番と2番は、先ほど質問にありましたが、隣接地で一体利用が可能な場所です。露天駐車場としては車43台利用、整理番号2番の管理施設については、この露天駐車場の管理施設ということで、土地としては一体利用のかたちになります。露天駐車場の方は露天なので、特に開発の許可は不要であります。整理番号2番の管理施設用地については開発許可が必要でして、こちらについては開発審査会提案基準の中の基準7というのがあり、土地の面積が50㎡以下で、建物が20㎡以下のものが管理施設用地として開発が可能な案件です。今回の申請地についても土地が49㎡で、建物は平屋建てで19.5㎡の管理施設を予定しているというような内容であります。以上です。

6番委員

ありがとうございます。

議 長

その他、ございませんか。その他、ないようですので、採決をしたいと思います。

整理番号40番と41番は3条申請との関連があるため、この後に3条申請と一括して審議を行うこととし、整理番号34番を保留とし、整理番号1番から33番、35番から39番、

4 2 番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇ (挙 手)

議 長

全員賛成でありますので、議案第 1 7 号 農地法第 5 条の規定による許可申請については、整理番号 4 0 番と 4 1 番は 3 条申請との関連があるため、この後に 3 条申請と一括して審議を行うこととし、整理番号 3 4 番を保留とし、整理番号 1 番から 3 3 番、3 5 番から 3 9 番、4 2 番を許可とすることに決定いたします。

それでは、審議を保留にしました農地法第 3 条の整理番号 2 0 番から 2 3 番、農地法第 5 条の整理番号 4 0 番から 4 1 番の審議をお願いいたします。事務局の説明をお願いします。

小池主事

◇ (議案書・順次、整理番号、契約内容、備考等を朗読、説明)

以上、整理番号 2 0 番、2 2 番の申請については、農地法第 3 条第 2 項の不許可の条件に該当しないため、許可条件の全てを満たしており、また、整理番号 2 1 番、2 3 番については事務処理基準に基づく許可基準を満たしておりますので、ご報告いたします。

井上主任

◇ (議案書・順次、整理番号、契約内容、転用目的等を朗読、説明)

以上、整理番号 4 0 番、4 1 番の申請については、農地法第 5 条第 2 項の不許可の条件に該当しないため、許可条件の全てを満たしておりますので、ご報告いたします。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長

なお、現地・面接調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いいたします。

1 0 番委員
(4 班班長)

それでは、ご報告いたします。①として整理番号 3 条の 2 2 番、2 3 番、5 条の 4 1 番、②として整理番号 3 条の 2 0 番、2 1 番、5 条の 4 0 番という 2 つの申請が出されていますので、同一でご報告いたします。申請地は上毛電気鉄道新屋駅から南西約 2 0 0 m に位置する農振農用地区域内にある農地です。申請場所は長年にわたり耕作放棄地となっており、管理ができずに困っていたため、営農型太陽光発電設備として運営することで、土地所有者、使用者両者にメリットが生じ、前橋地域のモデルとして農業振興にもつながるため申請に至ったということです。面接には会社の取締役の方 1 名が来られました。会社はウメの栽培を行っている農園です。発電施設は高崎市、榛東村にあり、他に渋川市、太田市に計画の予定もあります。発電の概要は出力 3 5 7. 4 k w、パネル数 8 6 1 枚、①として発電量 3 8 0 k w、売電単価 2 1 円、年間売上約 6 0 0 万円、設置費用は 3, 0 0 0 万円です。②として発電量 4 9. 5 k w、売電単価 2 4 円、年間売上 2 0 0 万円、設置費用は 1, 0 0 0 万円です。下部の農地ではウメの栽培をします。栽培経験は本人が 1 0 年、父の代から 5 0 年ということです。営農計画としては 5 0 0 k g / 反、出荷先は赤城フーズ株式会社、のちには「赤城の恵」のブランド化を考えているそうです。従事者は家族経営で、繁忙期にはパートを頼むということです。調査班としては、計画の確実性と実行性が確認できたことから、許可相当と判断いたしました。以上です。

議 長

以上で事務局の説明、それから調査班長の報告が終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問ございましたら、お願いします。よろしいですか。1 9 番委員、どうぞ。

1 9 番委員

営農型太陽光ですが、間にウメを植える予定ですね。どのような間隔で、どのように植えるのか、具体的に説明をお願いいたします。

議 長

事務局、いかがですか。

井上主任

整理番号 5 条の 4 1 番については、白加賀、和郷、麗和という品種を植えるそうです。樹間については 5 条の 4 0 番については、ウメの木を 2 0 本ほどで 5 m 間隔くらいだそうです。5 条の 4 1 番については品種については先ほどの 3 種類で、ウメの木を 7 2 本、こちらについても 5 m 間隔くらいで植えるというような内容です。以上です。

6 番委員

調査班の補足です。ウメの木を選定した理由として、ウメの木は植えても何年かは収穫が見込めないということで、その収穫が見込めない期間、太陽光の発電による売電収入で、収入を確保しようということです。また、他の場所でも同様の形態でウメを植えたり、あるいは太陽光発電を行ったりということで、ウメの木の成長については、太陽光発電のないところと遜色がない成長が今まで見られるというようなことから、調査班としましては、先ほど、班長からの説明の通り、認めていきたいという結論に至りました。

議 長

どうですか。

19番委員

分かりました。それから、営農型太陽光の場合は3年ごとに見直しをするはずですが、それにも関わらず、20年の長期の賃貸契約をしているという、こういうことをして、これは通るのですか。3年ごとに見直しをするのですから、3年ごとの賃貸契約だと思っただけなのですが。そのあたりを事務局の説明をお願いいたします。

小池主事

上部の太陽光の部分に関しては、3年ごとに一時転用で更新がありますので、その都度、太陽光をそのまま継続するか、撤去するかの判断があるのですが、下部の営農については、たとえ太陽光がなくなったとしても、そのまま続けていただく分には構わないので、3条の営農の方に関しては20年耕作するという内容で、契約が出ておまして、それに関しては、特に上部の契約期間3年に合わせる必要は必ずしもないので、受理しているところです。

19番委員

はい、分かりました。

議長

他にございませんか。なければ採決をしたいと思います。

農地法第3条の整理番号20番から23番、農地法第5条の整理番号40番、41番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇(挙手)

議長

全員賛成でありますので、農地法第3条の整理番号20番から23番、農地法第5条の整理番号40番、41番を許可とすることに決定いたします。

次に、協議事項(1)令和4年度農地等の利用最適化の推進施策等に関する意見について、協議をお願いいたします。事務局の説明をお願いします。

篠崎副主幹

◇(議案書の朗読、説明)

議長

事務局の説明が終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問ございましたら、お願いいたします。

◇(意見、質問等なし)

議長

なければ採決をしたいと思います。よろしいですか。それでは採決をいたします。

令和4年度農地等の利用最適化の推進施策等に関する意見について原案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

◇(挙手)

議長

全員賛成でありますので、協議事項(1)令和4年度農地等の利用最適化の推進施策等に関する意見については、原案を承認いたします。

次に、35ページ以降の報告事項ですが、報告事項(1)から(4)までの内容は、

- | | |
|----------------------------|-----|
| (1) 法第4条の届出書の受理状況 | 4件 |
| (2) 法第5条の届出書の受理状況 | 22件 |
| (3) 法第18条第6項の規定による通知書の交付状況 | 9件 |
| (4) 現況証明交付状況 | 1件 |

報告事項(5)は、2月総会において許可とした、法第4条の農地転用1件、法第5条の農地転用2件、計3件について、群馬県農業委員会ネットワーク機構の意見が「異存なし」と答申がありましたので、会長専決により許可書を交付しておりますので、後ほどご覧ください。

以上で、本日の議事は全て終了いたしましたので、総会を閉会とさせていただきます。

(閉会午後3時00分)